資料２

史跡仙台城跡植生修景計画（中間案）　概要版

１．史跡仙台城跡植生修景計画策定の経緯（中間案 P.1）

史跡仙台城跡に繁茂している植生は、史跡および来訪者への影響を与えることが懸念されているほか、城郭の基本的形状や地表顕在遺構等の本質的価値を覆っている。こういった現状から、仙台城跡の植生について適切に整備・管理するために、史跡仙台城跡整備基本計画(R3.3)(以下、「整備基本計画」という。)に基づき史跡仙台城跡植生修景計画（以下、「植生修景計画」という。）を策定する。

２．植生修景計画の期間（中間案 P.2）

植生修景計画は、整備基本計画の事業計画期間に合わせて令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間を対象期間とする。

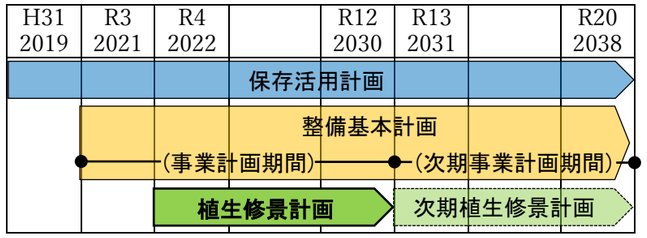

３．史跡仙台城跡における植生の現状と課題（中間案 P.19～46）

史跡仙台城跡の植生についての既往調査や現況調査のデータを整理し、植生の現状を把握したうえで、植生修景における課題の抽出を行う。

既往調査
・自然環境保全基礎調査（環境省）
・仙台市自然環境に関する基礎調査（仙台市）
・仙台城址の自然（仙台市）etc.

現況調査
毎木調査／生物調査　etc.

過去植生調査
絵図／古写真／発掘調査　etc.

現状把握

課題の抽出
・遺構に影響を与える植生がある
・本質的価値を覆う植生がある
・多様な生態系への配慮
・来訪者に影響を与える危険木がある
・定期的な巡視、点検が必要
・継続的な維持管理が必要
・関係機関、部局との連携が求められる　etc.

４．植生修景の基本方針（中間案 P.47～48）

上記の課題を前提に、整備基本計画の基本方針に基づいて下記の基本方針を定め、植生修景を進める。

整備基本計画の基本方針
①継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承
②城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保
③安全・安心・快適な城内環境の実現
④来訪者の回遊性向上
⑤様々な来訪者への適切な対応
⑥史跡情報の積極的公開・活用・広報
⑦市民協働・地域との連携推進

植生修景計画の基本方針
■遺構保全…史跡の本質的価値を保全するための植生修景
■顕 在 化…史跡の本質的価値を顕在化するための植生修景
■安全確保…来訪者の安全を確保するための植生修景
■植生保全…史跡の自然環境を保全するための植生修景
■維持管理…史跡の環境を維持管理するための植生修景
これらの５つの基本方針に基づいて植生修景を進める。

５．植生修景のゾーニングおよび進め方（中間案 P.36～60）

植生修景のゾーニングは、整備基本計画のゾーン区分に植生修景に係るエリアを加えたものとする(図１)。

植生修景は、史跡への影響、遺構顕在化、安全確保、史跡の整備・活用、自然環境の保全の観点から総合的に判断し、植生修景の優先度を「高」「中」「低」で評価して進める。なお、実施にあたっては事前に現況調査を行い、関係部局・機関と連携のうえで進める。

ゾーン	区域
A 水系整備ゾーン	①御裏林整備区域
	②中島池・東丸堀整備区域
B 本丸整備ゾーン	③本丸御殿整備区域
	④本丸縁辺地整備区域
	⑤本丸北西部整備区域
C 大手門整備ゾーン	⑥大手門整備区域
	⑦二の丸詰門整備区域
	⑧扇坂下整備区域
D 東丸整備ゾーン	⑨東丸蔵屋敷整備区域
	⑩東丸外構整備区域
E 登城路整備ゾーン	⑪登城路整備区域
	⑫造酒屋敷整備区域
F 崖地整備ゾーン	⑬追廻厩整備区域
	⑭崖地整備区域

＋

顕在化エリア	本質的価値の顕在化、眺望確保 伐採、剪定(枝打ち含む)、除伐、植栽
安全確保エリア	歩行者・車両動線周辺の安全確保 伐採(枯死木・危険木)、剪定、除伐
植生保全エリア	重要な植生の保全 伐採(病害虫含む)、剪定(病害虫含む)
維持管理エリア	環境整備、維持管理 伐採、剪定、除伐、巡視

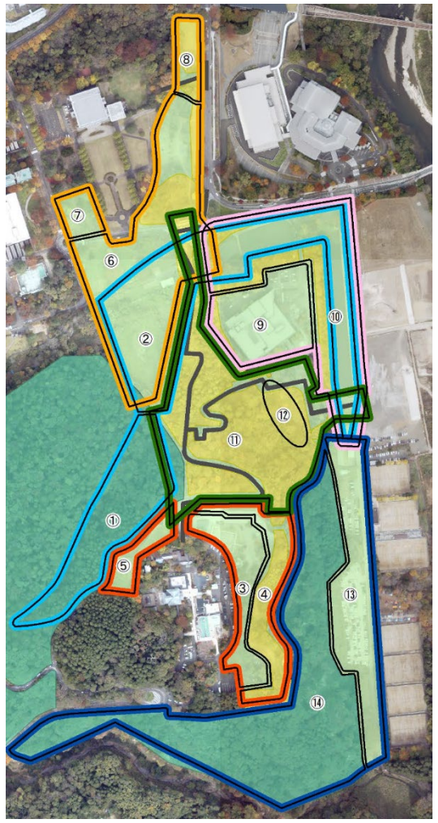

図１

６．植生修景の事業スケジュール(中間案 P.61)

植生修景は優先度が高いエリアから順次実施する。

優先	主な整備区域	整備内容	R４ １次	R５ ２次	R６ ３次	R７ ４次	R８ ５次	R９ ６次	R10 ７次	R11 ８次	R12 ９次
高	B 本丸整備ゾーン ④本丸縁辺地整備区域 D 東丸整備ゾーン ⑩東丸外構整備区域 E 登城路整備ゾーン ⑪登城路整備区域	遺構保全 安全確保 史跡の顕在化									
中	C 大手門整備ゾーン ⑥大手門整備区域 ⑧扇坂下整備区域 E 登城路整備ゾーン ⑪登城路整備区域	史跡の顕在化									
低	A 水系整備ゾーン ②中島池・東丸堀整備区域 F 崖地整備ゾーン ⑬追廻厩整備区域	史跡の顕在化									
―	全範囲	遺構保全、維持管理、定期点検、緊急対応									

７．第１次植生修景（中間案 P.62～85）

植生修景は、令和４年度から実施し、実施年度ごとに具体的な整備内容を定め継続的に進めていく。令和４年度に実施する第１次植生修景の内容は下記のとおりである。

（１）植生修景対象範囲（図 2）

（ア）本丸平場ラインの一部顕在化、本丸眺望の確保、史跡保全（B-④の一部）

本丸東側に繁茂する竹林の伐採を行う。当該竹林は、本丸東側崖面の肩にあたる部分に生育しており、繁殖力が強く現在も生息範囲の拡大を続けている。範囲拡大により、現生植生への影響も懸念されるほか、本丸平場への生息範囲拡大によって遺構に影響を与える可能性も考えられるため、優先的に伐採の対象としている。

（イ）東丸土塁の一部顕在化、史跡保全、安全確保（D-⑩の一部）

東丸土塁に繁茂する植生について、除草・除伐し顕在化を図る。また、土塁上に生育する支障木および危険木の伐採を行う。東丸土塁上には、樹木が繁茂しており倒木により遺構をき損する可能性がある。土塁上の樹木全体に関わってくるが、特に影響を与えているものと顕在化を阻害するものを優先的に伐採していく。

（ウ）本丸北壁石垣の一部顕在化、安全確保（E-⑪の一部）

本丸北東部に繁茂する樹木の一部を伐採し、本丸北壁石垣の顕在化および本丸からの眺望確保を行う。また、市道仙台城跡線のコーナー部の樹木は、繁茂により車両の視界を妨げているため安全確保の観点から伐採する必要がある。

図 2

（２）植生修景イメージパース

第１次植生修景が完了した令和５年度のイメージパース。本丸北壁石垣と東丸土塁、本丸平場ラインが一部顕在化される。